

村木構成員提出資料

(一社)若草プロジェクト



貧困、虐待、ネグレクト、DV、いじめ、性的搾取、薬物依存、育児ノイローゼ...社会の抱える様々な問題に翻弄され、苦しむ少女・若い女性たち。自分の問題が本当は何であるかも分からず、心の闇に小さな何か(SOS)を抱えながら生きる彼女たち。一見すると豊かな日本社会では、そんな彼女たちの「生きにくい」現状やその問題に対して、多くの偏見や誤解があり、十分な支援がなされていません。若草プロジェクトは、SOSを心に抱えた少女や若い女性たちと、彼女たちを支援する人たち(支援者)とをつなげ、支援を確実に届けます。

設立 2016年3月 住所 東京都千代田区神田須田町1-6 弓矢四国ビル4階 アリエ法律事務所内

役員

代表理事	大谷 恭子	弁護士。日本女子大学非常勤講師
理事	村木 太郎	(公社)全国シルバー人材センター事業協会専務理事
同	遠藤 智子	(一社)社会的包摂サポートセンター事務局長
同	瀬尾 まなほ	瀬戸内寂聴秘書
同	牧田 史	弁護士

代表呼びかけ人

瀬戸内 寂聴(作家、僧侶)
村木 厚子(元厚生労働事務次官)

呼びかけ人

千葉景子 日本更生保護女性連盟会長、元法務大臣
小津博司 弁護士、元検事総長
小室等 ミュージシャン
上野千鶴子 (NPO)WAN理事長、東京大学名誉教授、
熊坂義裕 医師、(一社)社会的包摂サポートセンター代表理事

山田洋次 映画監督
菊地裕太郎 弁護士、日弁連会長
道浦母都子 歌人
浅倉むつ子 早稲田大学教授
堂本暁子 前千葉県知事

若草プロジェクトの活動

つなぐ

1



少女たちと支援者をつなぐ
支援者同士をつなぐ
支援の現場と企業をつなぐ



LINEによる相談
同行支援
企業との協働

ひろめる

2



実状を社会にひろめる
支援を少女たちに知らせる



シンポジウム
広報活動

まなぶ

3



少女たちの実状を学ぶ
信頼される大人になる



連続研修会
支援マニュアル

つなぐ

LINE相談 月・土 13:00～19:00 水 17:00～19:00
(BONDプロジェクトに委託)

若草ハウス

少女たちのためのシェルター・ステップハウス・シェアハウス

若草×服のチカラプロジェクト

(株)ファーストリテイリングとの協働事業

- ・全国の少女たちを支援する施設にユニクロの肌着等を寄付
- ・Theory(関連ブランド)販売員のボランティアによるコーディネートと服のプレゼント等のファッションイベント

若草メディカルサポート基金

企業の寄付を基に、シェルター等に避難する少女たちのための医療的経費を補助

(診断、妊娠検査薬、アフターピル等)

ひろめる

シンポジウム 第1回(2016年10月、青山学院大学)
第2回(2017年10月 龍谷大学)
第3回(予定)(2018年10月13日 青山学院大学)

まなぶ

「女の子たちの今」を知り「信頼される大人」になるための連続講座

- 第1回(2016年8月 東京)「婦人保護施設を利用する 女性たちに起きたこと」
- 第2回(12月 京都) 「AV被害について考える」
- 第3回(2017年1月 東京)「保健室から見える貧困、虐待」
- 第4回(4月 京都) 「性虐待から生き延びる」
- 第5回(8月 東京) 「非行と少女」
- 第6回(2018年1月 東京) 「少女たちが安心して『助けて』といえる社会に」
- 第7回(6月 京都) 「少女たちの居場所」

若草プロジェクト支援マニュアル

- 若い女性たちの現状
- 分野別解説
- 支援事例と解説



活動を通じた気づき

背景と実情

- 劣悪な生育環境(家庭、学校、地域等)
- 性虐待、性暴力等の性被害を受けている者が多い
- 若年層に大きな課題、一層の低年齢化
- 多様な状況、複合的な困難
- 新しいタイプの課題(SNS被害、JKビジネス等)
- 社会とのつながりが希薄、自己肯定感が低い、自殺念慮
- 貧困、収入や住居が不安定、居場所のなさ
- 早すぎる妊娠・出産と周囲の無理解、困難な子育て

- 被害の影響による精神疾患等
薬物、アルコール等の依存症、拒食症、クレプトマニア
解離性同一性障害、精神的なトラウマ、メンタル不調
- 軽度の知的障害や発達障害など自覚の無い障害を持つケースも多い

対策の不全

- 立ち直り・自立支援のための仕組みが乏しい
- 相談先がニーズに合っていない、繋がらない。居場所の不足
- 婦人保護関連施策が若年女性の課題をカバーできていない
 - ・実態と制度のずれ、アウトリーチの不足
- 民間の活動が困難に直面している
 - ・財政基盤の弱さ、管理運営のスキル不足、人材育成が困難
- 公民の連携不足、医療・福祉等との連携不足
- 社会(地域社会、企業社会)における認知度、理解度の低さ

気づきから得た対策の必要性

➤ 性被害を受けた者の保護・支援に関する包括的対策

- ・性虐待、性暴力、性搾取等の性被害を受けた者の保護及び自立支援を進める包括的な対策が必要
- ・「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子の保護更生」(売春防止法第4章)では自立支援が無いなど限界がある

➤ 自立支援

- ・立ち直り、普通の生活の回復、自立というプロセスを一貫して支援
- ・当事者の意志決定が不可欠
(cf.高齢者介護、障害者福祉の「措置」から「契約」への転換)

➤ 保護

- ・保護と自立支援の機能を区分することが必要
- ・性被害を受けるおそれのある者の保護が重要

➤ 医療及び心理的ケア

- ・性被害によりもたらされた様々な精神疾患や妊娠等に対する医療及びカウンセリングなどの心理的ケアが不可欠

➤ 福祉等の仕組みとの密接な連携

- ・自立支援のため当事者の課題や希望等に応じて、児童福祉、障害者福祉、生活困窮者支援・生活保護対策、高齢者介護、母子生活支援、DV被害者支援、被児童虐待者支援、司法(警察、弁護士)等と密接に連携し、当事者を中心に置いた組み合わせ支援が必要
- ・特に、母子生活支援や障害者福祉(知的障害、精神障害)の機能は、自立支援のために本質的に必要

➤ 民間の力の活用

- ・自立支援は、その性格上、民間の力の活用が不可欠であり、公と民の対等なパートナーシップの下での役割分担が必須
- ・このため、民間の女性支援団体への委託、補助等の仕組みとともに、団体育成のため組織管理、人材開発等への公的支援が必要
(cf.高齢者介護、障害者福祉、児童福祉)

➤ 調査研究及び啓発の充実